

改正

平成18年10月 6 日規則第115号
平成19年 3 月30日規則第31号
平成22年 3 月31日規則第25号
平成22年 4 月 1 日規則第34号
平成22年 6 月21日規則第39号
平成22年 7 月30日規則第46号
平成24年 6 月21日規則第46号
平成25年 5 月24日規則第36号
平成25年 8 月 1 日規則第42号
平成29年 3 月31日規則第15号
平成30年 3 月30日規則第26号
令和 2 年 3 月17日規則第 9 号

石巻市表彰に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石巻市表彰に関する条例（平成17年石巻市条例第303号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 条例第 2 条の表彰を受ける有資格者があるときは、原則として功績に係のある事務所管の課長が内申書（様式第 1 号）に略歴書（様式第 2 号）及び功績調書（様式第 3 号）を添付し、申請するものとする。

2 関係団体から推薦のあったものについては、前項に規定する書類のほか、当該事務所管の課長の意見書（様式第 4 号）を付して申請するものとする。

(対象者)

第 3 条 条例第 3 条の市政功労表彰の対象者は、市内に住所を有しているものとする。ただし、東日本大震災（平成23年 3 月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。）に伴い市外に転出したものは、この限りでない。

2 条例第 4 条の特別表彰の対象者は、市内に住所を有しているもの又は過去に有したものであるものとする。

3 条例第 5 条の市民友好表彰対象者は、日本国籍を有していない者とする。

(決定方法)

第 4 条 市政功労表彰は、条例第 6 条に規定する石巻市市政功労者表彰推薦委員会の推薦を受け、石巻市市政功労者表彰審査委員会において審査し、市長が決定する。

(審査委員会の設置)

第 5 条 市政功労表彰の候補者を審査するため、石巻市市政功労者表彰審査委員会（第 7 条において「審査委員会」という。）を置く。

第6条 削除

(審査委員会の組織及び運営)

第7条 審査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会の事務を統括し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(表彰者名簿等の様式)

第8条 条例第7条第3項の規定による表彰者名簿は、様式第5号のとおりとする。

- 2 条例第7条第2項の規定による市政友好章は、様式第6号のとおりとし、紅白の頸飾とする。

(市政功労表彰の基準)

第9条 条例第3条の市政功労表彰の基準年数は、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定する基準年数は、その職に就いた日の属する月から起算し、その職を退いた日の属する月をもって終わる。その職を退いた月に再びその職に就いたときは、その月は在職年数に重複して算入しない。

(特別表彰の基準)

第10条 条例第4条に規定するスポーツに関する表彰基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) オリンピック大会に出場した個人及び団体
- (2) 世界選手権、アジア大会等の国際大会で入賞した個人及び団体
- (3) ユニバシアード大会等の国際大会で3位以内に入賞した個人及び団体（年齢別・流派別を除く。）
- (4) 国民体育大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会等権威ある全国規模の競技大会において優勝した個人及び団体
- (5) 世界記録又は日本記録を樹立した個人及び団体
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がスポーツ競技に特別な成績を収めたと認めた個人及び団体

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 石巻市市政功労者等の表彰に関する条例施行規則（昭和58年石巻市規則第22号）、河北町表彰規則（昭和41年河北町規則第2号）、雄勝町表彰規則（昭和47年雄勝町規則第

6号)、雄勝町表彰規則施行細則(昭和61年雄勝町訓令第3号)、桃生町表彰規則(昭和36年桃生町告示第10号)、北上町表彰規則(昭和57年北上町規則第5号)又は牡鹿町町政功労者等の表彰に関する条例施行規則(平成11年牡鹿町規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(在職年数の特例)

- 3 別表第2の基準年数に係る在職年数の算定に当たっては、平成17年4月1日の市町合併前の石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町及び牡鹿町において、別表第2の対象に掲げる職等に該当し、又は当該職等に相当する職等に該当していた期間があるものについては、その期間を通算するものとする。

附 則(平成18年10月6日規則第115号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(石巻市表彰に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前に市の助役又は収入役であった者で、施行日以後に副市長になったものの石巻市表彰に関する条例施行規則第9条の規定の適用については、助役又は収入役としての在職期間を副市長としての在職期間に通算するものとする。

附 則(平成22年3月31日規則第25号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の石巻市表彰に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に死亡した市政功労表彰を受けた者について適用し、同日前に死亡した市政功労表彰を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月21日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年7月30日規則第46号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成24年6月21日規則第46号)

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年5月24日規則第36号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成25年8月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3月31日規則第15号）

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 3月30日規則第26号）

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 3月17日規則第 9号）

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

委員長	総務部長
副委員長	復興政策部長
委員	財務部長
	復興事業部長
	半島復興事業部長
	河北総合支所長
	雄勝総合支所長
	河南総合支所長
	桃生総合支所長
	北上総合支所長
	牡鹿総合支所長
	生活環境部長
	健康部長
	福祉部長
	産業部長
	建設部長
	病院局事務部長
会計管理者	
教育委員会事務局長	

別表第 2（第 9 条関係）

種別	対象	基準年数
(1) 市の行政運営及び発展について特別の功労のある者	ア 市長	5年
	イ 副市長	5年
	ウ 教育委員会教育長	5年
	エ 監査委員（議会選出の監査委員を除く。）	8年
	オ 市議会議員	12年
	カ 行政機関の委員	12年
	教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員又は公平委	

	員会委員 キ 附属機関の委員 国民健康保険事業の運営に関する協議会委員、総合計画審議会委員、社会教育委員等 ク 行政委員又は町内会長（区長） ケ 町内会役員として功績顕著な者	12年 12年 12年
(2) 納税思想の普及、奨励等に尽力し、その功績顕著なもの	ア 納税貯蓄関係団体 イ 上記団体役員 ウ その他顕著な功績がある者	12年 12年 15年
(3) 市民の健康の増進及び衛生思想の普及発達に尽力し、その功績顕著なもの	ア 保健衛生関係団体 イ 上記団体役員 ウ へき地、伝染病、精神施設等に勤務する医師、看護師等 エ 校医 オ その他顕著な功績がある者	12年 12年 12年 15年 15年
(4) 清掃、公害等生活環境の改善に尽力し、その功績顕著なもの	ア 生活環境関係団体 イ 上記団体役員 ウ その他顕著な功績がある者	12年 12年 15年
(5) 産業の振興発展に尽力し、その功績顕著なもの	ア 産業経済関係団体 イ 上記団体役員 ウ 業務精励衆民の模範として認められる者 エ 発明考案をなし、産業の開発に貢献し、その功績顕著な者	12年 12年 15年
(6) 統計調査に従事し、統計思想の普及発達に尽力し、その功績顕著な者	統計調査員で多年調査事務に従事し、その功績顕著な者	12年
(7) 教育の振興に尽力し、その功績顕著なもの	ア 教育関係団体 イ 上記団体役員 ウ 私学振興又は地域教育界に尽力し、功績顕著な者 エ 業務精励衆民の模範として認められる者 オ 学術上の発明・研究に功績顕著な者	12年 12年 12年 15年
(8) 芸術文化・ス	ア 芸術文化関係団体	12年

ポーツの興隆に 貢献し、その功績 顕著なもの	イ	上記団体役員	12年
	ウ	芸術文化又はスポーツの育成者、伝統継承者、 巧人等	12年
	エ	芸術文化又はスポーツの興隆に多大な功績の あった者	12年
	オ	業務精励衆民の模範として認められる者	15年
(9) 道路の愛護、 公園広場の整備 その他建設事業 に尽力し、その功 績顕著なもの	ア	土木、港湾施設等事業に関し功績顕著な団体又 は個人	12年
	イ	業務精励衆民の模範として認められる者	15年
(10) 社会福祉事 業に尽力し、その 功績顕著なもの	ア	社会福祉事業関係団体	12年
	イ	上記団体役員（石巻市老人クラブ連合会役員に おいては10年）	12年
	ウ	民生委員、保護司、人権擁護委員又は社会奉仕 者	12年
	エ	業務精励衆民の模範として認められる者	15年
(11) 消防、防犯、 交通安全等治安 維持に尽力し、そ の功績顕著なも の	ア	消防防災関係団体	12年
	イ	上記団体役員	12年
	ウ	消防団員（部長以上の者）	12年
	エ	消防活動に特殊な業績のある者	15年
	オ	防犯（保護、指導、協力者を含む。）又は交通 安全関係の団体及び団体役員	12年
	カ	防犯実働隊員	12年
	キ	交通安全指導員（班長以上の者）	12年
	ク	業務精励衆民の模範として認められる者	15年
(12) 篤行者で一 般の模範となる もの	ア	社会の善行者で衆民の模範として市民が認め うる者	
	イ	自己の職務職業とは無関係で自己の生命をか えりみず、また、利益を求めず、多年にわたり無 償で社会に善行をほどこし、衆民の模範となる者	

通算換算表

換算年数\通算する職種	市議会議員	行政機関の委員	附属機関の委員
市議会議員在職年数1年を 基準とした比較	1年	1年4か月	1年6か月